

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第206号

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市美術館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「庶務係」を削る。

第2条第1項中「係長」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、総務課に庶務係長を置く。

第4条第3項中「及び係長」を削り、同条第5項中「担当課長補佐」の右に「係長」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「である」を「とする」に改める。

第7条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「係長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)